

灯油等を下水道に絶対に流さないでください

下水道に、汚水以外のものを流してしまうと、下水道管が詰ったり、ポンプ場や処理場等で機械の故障につながる恐れがあります。

特に、下水道に余った灯油や石油（揮発油）類、食用油類の油脂類、シンナー（有機溶剤）類を流してしまうと重大な事故が発生する恐れがあります。

下水道に灯油類を流されると・・・

- 下水道管で灯油類が揮発し、それに引火することで爆発事故が起きる恐れがあります。
- 排水口から揮発した灯油類の臭いや成分により、広範囲に悪臭被害を発生させるほか体調に異常を伴うこともあります。
- 汚水処理場での処理機能に損傷を起こし、汚水の処理に重大な支障をきたす恐れがあります。
- 油脂の凝固により下水道管が詰まり、下水道が使用出来なくなります。
- 下水道管の清掃作業が必要となる場合には、多額の費用がかかります。原因者に清掃費用等の負担を求める場合があります。

少量の灯油類でも多大な影響が出る可能性があります。

「少しくらいなら大丈夫」などの軽い気持ちで絶対に流さないでください。

下水道は各ご家庭がつながっているため、自己に限らず近隣に迷惑をかけることがあります。

処分・回収についての問い合わせ先

余った灯油類の処分方法については、購入先に問い合わせてください。